



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、
地域の子育て支援も、利用しやすく変わります。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近地域の様々な子育て支援を充実していきます。

仕組みです。
なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、



地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。



利用者支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

例えば次のような利用方法があります。

- 保育所や地域子育て支援拠点での一時預かり
- 幼稚園・認定こども園での、主に園児を対象とした一時預かり(預かり保育)
- 保育所や認定こども園、小規模保育などでの、空き定員を利用した一時預かり
- 訪問型の一時預かり



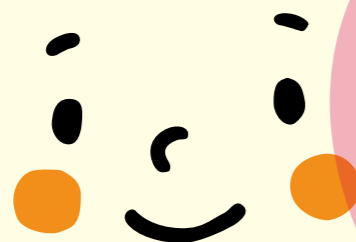
放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組みです。
- 地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。



病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。



新制度の取り組みは、
住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

- ・市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- ・計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始(平成27年4月予定)から5年間を計画期間とする、「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。
- ・都道府県や国は、こうした市町村の取組みを制度面、財政面などで支えていきます。

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。